

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 7月 7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	循環水系主復水器逆洗弁（6台）の点検において、弁体隙間の管理値外れが認められたため、当該弁体隙間を調整	D	
2	2号機	格納容器雰囲気モニタ系放射線モニタ（A）の点検復旧後の確認において、検出器に指示不良が認められたため、当該検出器を修理	D	
3	2号機	タービン建屋内計装用空気系配管サポート点検において、サポートの一部にアンカーボルトの不良及び回り止め溶接の一部未施工、ロックナットの脱落等が認められたため、当該部を修理	D	
4	2号機	高圧復水ポンプ（A）の試運転において、復水再循環流量調整弁が制御されていないことが認められたため、対応検討	C	
5	2号機	定期検査後のプラント起動時試験工程に原子炉隔離時冷却系設備取替に伴う試験時間の反映漏れにより17.5時間の遅れが認められたため、今後は確実に反映出来る様に対応検討	対象外	
6	3号機	原子炉格納容器圧力抑制プール内の点検・清掃・クラッド回収作業において、紙タオル、ねじ等（合計15点）を回収したため、当該異物を回収	C	
7	3号機	所内蒸気供給用元弁のボンネットフランジ部より水のリーク（1滴/10秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	6号機	廃棄物処理系フィルタ材保持ポンプ（A）のベント配管の排水ファンネル接続部に溶接不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	集中環境施設	プロセス主建屋地下2階連絡通路防火扉のパッキンに亀裂及び剥れが認められたため、当該パッキンを交換	D	
10	集中環境施設	雑固体焼却炉（A）雑固体供給装置投入ダンパに廃棄物の挟み込み動作不良（全閉状態のまま）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで